

〇つくば市車両出入口設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、つくば市が管理する道路法第2条1項に規定する道路に接する車両出入口の設置について、歩行者及び車両通行の円滑化及び安全確保と道路の適切な維持管理のために必要な取り扱いを定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において「道路」とは、つくば市が管理する道路法第2条1項に規定する道路をいう。

2 この基準において「車両」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 乗用・小型貨物自動車等(2t程度)(以下、「小型車」という。)
- (2) 普通貨物自動車・大型貨物自動車等(6.5t以下)(以下、「中型車」という。)
- (3) 大型貨物自動車(6.5tを越えるもの)(以下、「大型車」という。)

3 この基準において「出入口」とは、道路に接する車両出入口をいう。

4 この基準において「一戸建て住宅」とは、1つの建物が構造的に独立し、かつ生活に必要な設備を備えて独立しており、1世帯から3世帯程度が居住する住宅をいう。

(出入口の設置場所)

第3条 出入口の設置場所は、次の場所以外で道路交通に支障の少ない場所とする。ただし、周囲の状況により真にやむを得ないと認められる場合は、法令等で禁止されている場所を除き、所轄警察署と協議の上、できる限り道路交通に支障の少ない場所に限り設置できる。

- (1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- (2) 交差点の側端または曲がり角から5m以内

(3) 横断歩道または自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 m 以内

(4) バス停留所から 10 m 以内

(5) 停止線から 5 m 以内

(出入口の設置を認めない路線)

第4条 別表1の場所は構造的に自転車歩行者専用道路相当であることから、良好な道路環境や交通安全を確保するために出入口の設置を原則認めないものとする。

2 前項の場所においてやむを得ず工事用の仮出入口を設置する場合は、事前に道路管理者と協議すること。また、出入口は工事期間中のみ通行可能とし、工事完了後は速やかに原状復旧すること。

(出入口の設置箇所数)

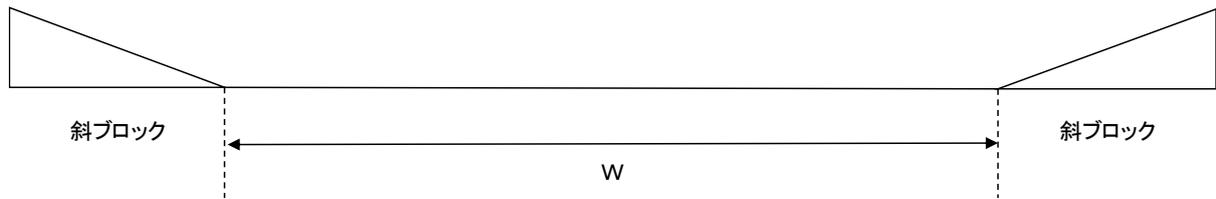
第5条 出入口は、同一敷地に対して1箇所を原則とする。ただし、商業施設、ガソリンスタンド及び路外駐車場で、出入りが頻繁であることから道路管理者が必要と認めた場合は出入口を2箇所以上とすることができる。

(出入口の幅)

第6条 出入口の幅(W)は1箇所6m以内を原則とする。ただし、商業施設、ガソリンスタンド及び路外駐車場で、出入りが頻繁であることから道路管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 前項の規定のただし書きにより6mを越えて出入口を設ける場合は、建築物等の配置を含む敷地の概要と駐車場の配置図、乗入れする車両の種類及び台数、乗り入れする車両の軌跡図、歩道と車道の現況及び切下げ予定箇所の現況写真等を提出して道路管理者と協議すること。

3 小型車が出入する一戸建て住宅で、敷地側に歩道がない場合、出入口の幅は宅地の間口と同一以下とすることができる。



(連続する出入口の間隔)

第7条 同一施設において2箇所以上の出入口を設ける場合は、出入口の間隔は7 m以上とすること。また、通過交通が発生しないよう、出入口同士の導線が直線にならないようにすること。

2 出入口の位置は別施設の出入口から3.5 m以上離して設置すること。やむを得ず3.5 m以下とする場合には、車両通行への配慮について道路管理者と協議すること。ただし、宅地が車道とのみ接している場合においてはこの限りではない。

(出入口の形状及び構造)

第8条 出入口の形状及び構造は別表2のとおりとする。

2 出入口の設置箇所は、集水柵、外渠柵等を避けなければならない。ただし、移設困難な支障物件がある場合はこの限りではない。

3 出入口は車道中心線に対して直角に設置することを原則とする。

4 既設の出入口を廃止して新たに出入口を設ける場合は、道路管理者と事前協議をすること。また、歩車道境界ブロックや歩道勾配等の切り上げを行い、歩行者及び車両の円滑な通行ができるようにすること。

(出入口の設置に伴う道路附属物の取り扱い)

第9条 出入口の設置に伴う街路樹、植樹柵、街路灯、案内標識、防護柵、車止め、視覚障害者用誘導ブロック等の道路附属物の取り扱いは次のとおりとする。

2 出入口は街路樹、植樹柵、街路灯、案内標識、防護柵、車止めを避けなければならない。ただし、真にやむを得ない場合について移設するものとし、移設の方

法等については道路管理者の承認を得なければならない。

- 3 出入口の設置に伴う案内標識、防護柵、車止めの移設については、通行の安全確保に十分留意しなければならない。
- 4 出入口の設置に伴う街路灯の移設については、原状よりも路面照度が低下する部分がないように十分留意しなければならない。移設だけでは路面照度低下が避けられない場合には街路灯を追加しなければならない。
- 5 視覚障害者用誘導ブロックの一時撤去が必要な場合は、その復旧方法について道路管理者と協議した上で施工すること。復旧にあたっては舗装面との整合性を十分考慮し、既存ブロックとの段差が生じないように十分注意して施工すること。
- 6 側溝等の道路排水構造物の敷設替えについては、排水断面や排水勾配を十分考慮したものとし、出入りする車両の通行に耐えられる構造に変更すること。

(費用の負担)

第10条 工事に要する工事費、移設費、その他一切の費用は申請者の負担とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年1月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に従前の手続によって市長の承認を受けている者は、別段の処分がなされ、又は措置を命ぜられない限り、それぞれこの基準の相当規定によって承認を受けた者とみなす。